

社会福祉法人多古町社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人多古町社会福祉協議会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）が要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な介護支援サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業は、要介護者等の選択に基づき、その心身の状態やおかれている環境等に応じて可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な保健医療及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう務めるものとする。

- 2 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行うよう務めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の地域の保健医療福祉機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に務める。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 社会福祉法人多古町社会福祉協議会
所在地 多古町多古777-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者1名 介護支援専門員

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）介護支援専門員1名以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成し、実施状況の把握及び評価を継続的にを行い、サービス提供事業者と連絡調整及び各種申請に関する支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く)

2 事業所の営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(事業の実施区域)

第7条 事業の実施区域は、多古町全域及び事業所より半径10km以内の他市町村とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第8条 事業所は、要介護者等の依頼を受けて要介護者等が自立した日常生活を営むことができるように、支援する上で解決すべき課題を把握分析し、その心身の状況や要介護者等及びその家族の要望を勘案し、居宅サービス計画を作成するものとする。また、課題分析するための手法は、包括的自立支援プログラム、及びケアマネジメント実施記録、居宅サービス計画ガイドライン方式等を使用する。

2 介護支援専門員が利用者の相談を受ける場合は、利用者の自宅、事業所とする。

3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連携を継続的に行う。また、利用者の居宅等を最低でも1月に1回訪問してモニタリングを行い、その結果を記録する。

4 介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス担当者会議の開催や担当者に対する照会等により指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。また、サービス担当者会議は、多古町社会福祉協議会で開催する。

(利用料)

第9条 指定居宅介護支援事業の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

2 事業を行うに要した交通費は、無料とする。

(虐待の防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業関係の確保)

第13条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第14条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため研修の機会を設ける。

2 事業所の介護支援専門員その他の従事者は、業務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた者も同様とする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、多古町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成12年5月1日から施行する。

付 則

この運営規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この運営規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この運営規定は、令和 6 年 3 月 19 日から施行する。